

週刊 企業経営

WEB MAGAZINE マガジン

発行
AERTS GROUP

アーツ税理士法人
アーツ公認会計士事務所

1 ネットジャーナル 要旨

Weeklyエコノミスト・レター 2009年11月27日号
金融危機後の景気回復ペース

経済・金融フラッシュ 2009年11月27日号
商業販売統計 09年10月
～引き続き自動車を中心に持ち直しの動き

2 経営 TOPICS 抜粋

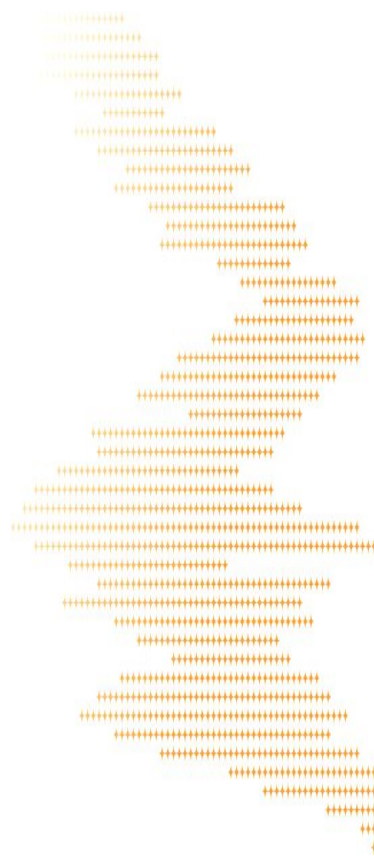
統計調査資料
地域経済動向(平成21年11月)

3 経営情報レポート 要約版

日本でも導入が検討されている
IFRS(国際財務報告基準)の概要と企業経営への影響

4 経営データベース

ジャンル:企業運営 サブジャンル:個人情報保護法
個人情報の当該性
利用停止請求権制度

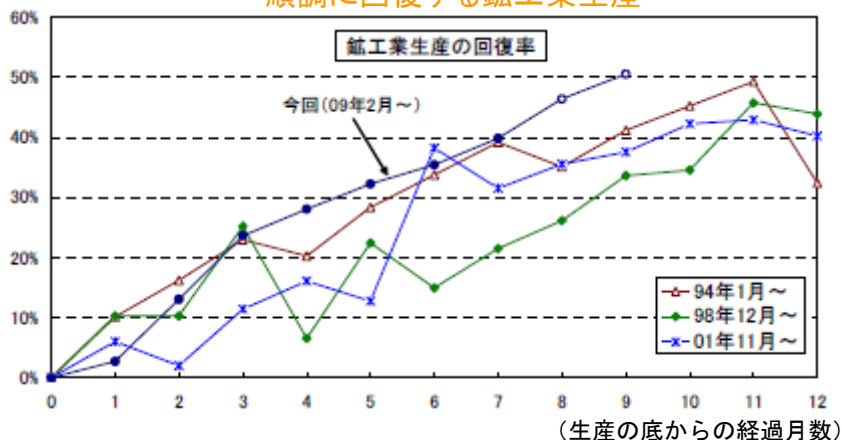


金融危機後の景気回復ペース

要 旨

- 1** 景気は2008年度末を底に回復を続けているが、昨年秋のリーマン・ショック以降の落ち込みがあまりに急激であったため、経済活動の水準は依然として低いものにとどまっている。
- 2** 景気回復の初期段階、特に景気が急速に落ち込んだ直後においては、経済活動の水準が低いことはある意味では当然のことである。経済活動が元の水準に向けてどの程度の勢いで回復しているかを把握することが、景気動向を見る上で重要な視点と言えよう。
- 3** 鉱工業生産指数は2009年3月からの7ヵ月で20%以上上昇し、すでに直前の落ち込み幅の4割程度を取り戻している。今回の生産の回復ペースは1990年以降では最速となっている。
- 4** 一方、実質GDPは2四半期連続で高い伸びとなったが、それまでの1年間で落ち込んだうちの2割程度を取り戻したにすぎない。国内需要の回復の遅れを主因として、回復ペースは緩やかなものにとどまっている。
- 5** 当面は輸出主導の景気回復が続くことが見込まれるため、鉱工業生産の伸びが実質GDPの伸びを上回る状態が続くことが予想される。実質GDPが回復の遅れを取り戻すためには、輸出の増加が個人消費、設備投資を中心とした国内需要の回復につながることに不可欠と言えよう。

順調に回復する鉱工業生産



(注) 回復率=ボトムからの上昇幅/直近のピークからボトムまでの下落幅
今回の直近2ヵ月は予測指数で先延ばししたもの(資料) 経済産業省「鉱工業指数」

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

商業販売統計 09年10月

～引き続き自動車を中心に持ち直しの動き

要 旨

1 引き続き自動車を中心に持ち直しの動き

11月27日に経済産業省から公表された09年10月の商業販売統計速報によると、小売業販売額は前年比▲0.9%の10兆8310億円と、14ヵ月連続の減少となった。悪化幅は09年7月以降4ヵ月連続で縮小している。季節調整済前月比では▲0.9%と4ヵ月振りの減少となった。物価変動の影響を除いた実質値（当研究所試算値）では、前年比3.5%と、5ヵ月連続の増加となった。金額ベースでの落ち込みは、物価下落の影響を強く受けているものと考えられる。

業種別には、百貨店などの各種商品小売業が前年比▲7.2%（9月：同▲5.0%）、飲食料品小売業が前年比▲1.8%（9月：同▲0.3%）と悪化幅が拡大したものの、引き続き政策効果から自動車小売業が前年比11.6%（9月：同4.2%）と伸びを高めたことに加え、大幅低下が続いていたガソリン価格の下落幅が縮小したことから、燃料小売業が前年比▲3.7%（9月：同▲10.1%）と悪化幅が縮小した。寄与度別でみると、自動車小売業が1.3%、飲食料品小売業が▲0.6%、各種商品小売業が▲0.8%、燃料小売業が▲0.4%となった。

2 低迷続く百貨店、スーパー

09年10月の大型小売店の販売額（百貨店とスーパーの合計）は1兆5608億円、既存店ベースで前年比▲7.2%となり、19ヵ月連続して前年を下回った。スーパー売上高（同▲5.3%）、百貨店販売額（同▲10.6%）共に主力商品である飲食料品、衣料品の落ち込みが響き、前月から悪化幅が拡大した。

百貨店販売額（既存店）を商品別にみると、紳士服・洋品（前年比▲13.6%、9月：同▲11.1%）、婦人・子供服・洋品（同▲13.8%、9月：同▲10.2%）となるなど、販売額の4割強を占める衣料品全体（同▲13.6%、9月：同▲10.2%）で悪化幅が拡大した。その他の商品では、飲食料品（同▲5.6%、9月：同▲2.9%）の悪化幅が拡大する一方、家庭用・電気機械器具（同8.0%、9月：同▲0.9%）は増加に転じた

小売業及びコンビニエンスストア販売額（増減率）

（単位：%）

	小売業								コンビニエンスストア販売額	
	小売業		大型小売店						コンビニエンスストア販売額	
	前月比	前年比	前年比	前年比 (既存店)	百貨店	百貨店 (既存店)	スーパー	スーパー (既存店)	前年比	前年比 (既存店)
08年8月	0.2	0.7	▲1.0	▲2.2	▲3.1	▲2.9	0.1	▲1.8	6.7	5.1
9月	0.0	▲0.3	▲2.1	▲3.3	▲4.9	▲4.6	▲0.4	▲2.6	7.5	6.9
10月	▲0.6	▲0.7	▲2.9	▲4.3	▲7.2	▲6.9	0.0	▲2.6	9.8	7.1
11月	▲0.2	▲0.9	▲1.7	▲3.1	▲6.6	▲6.3	1.8	▲0.7	9.1	7.2
12月	▲1.7	▲2.7	▲4.8	▲6.2	▲9.7	▲9.6	▲1.1	▲3.6	7.8	5.3
09年1月	▲0.1	▲2.4	▲3.8	▲5.5	▲9.4	▲9.2	▲0.2	▲3.1	8.8	6.1
2月	▲0.2	▲5.7	▲6.5	▲8.1	▲11.8	▲11.4	▲3.4	▲6.1	4.0	2.1
3月	▲1.0	▲3.8	▲6.7	▲8.2	▲13.3	▲12.9	▲2.1	▲4.9	6.1	3.1
4月	0.7	▲2.8	▲5.0	▲6.7	▲12.0	▲11.3	▲0.7	▲4.0	6.5	4.1
5月	0.1	▲2.7	▲4.5	▲6.5	▲12.7	▲12.1	0.5	▲3.0	3.1	0.1
6月	▲0.2	▲2.9	▲5.2	▲6.8	▲10.1	▲9.1	▲2.1	▲5.4	0.9	▲1.1
7月	0.5	▲2.4	▲7.0	▲8.4	▲12.8	▲11.8	▲2.9	▲6.1	▲1.1	▲7.2
8月	1.0	▲1.8	▲5.0	▲6.8	▲10.3	▲8.9	▲2.4	▲5.7	▲3.0	▲5.4
9月	0.9	▲1.3	▲4.2	▲5.6	▲9.5	▲7.8	▲1.1	▲4.3	▲2.4	▲5.1
10月	▲0.9	▲0.9	▲6.4	▲7.2	▲12.3	▲10.6	▲2.7	▲5.2	▲2.9	▲5.1

（資料）経済産業省「商業販売統計」

「経済・金融フラッシュ」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

●内閣府 2009年11月27日公表

地域経済動向

(平成 21 年 11 月)

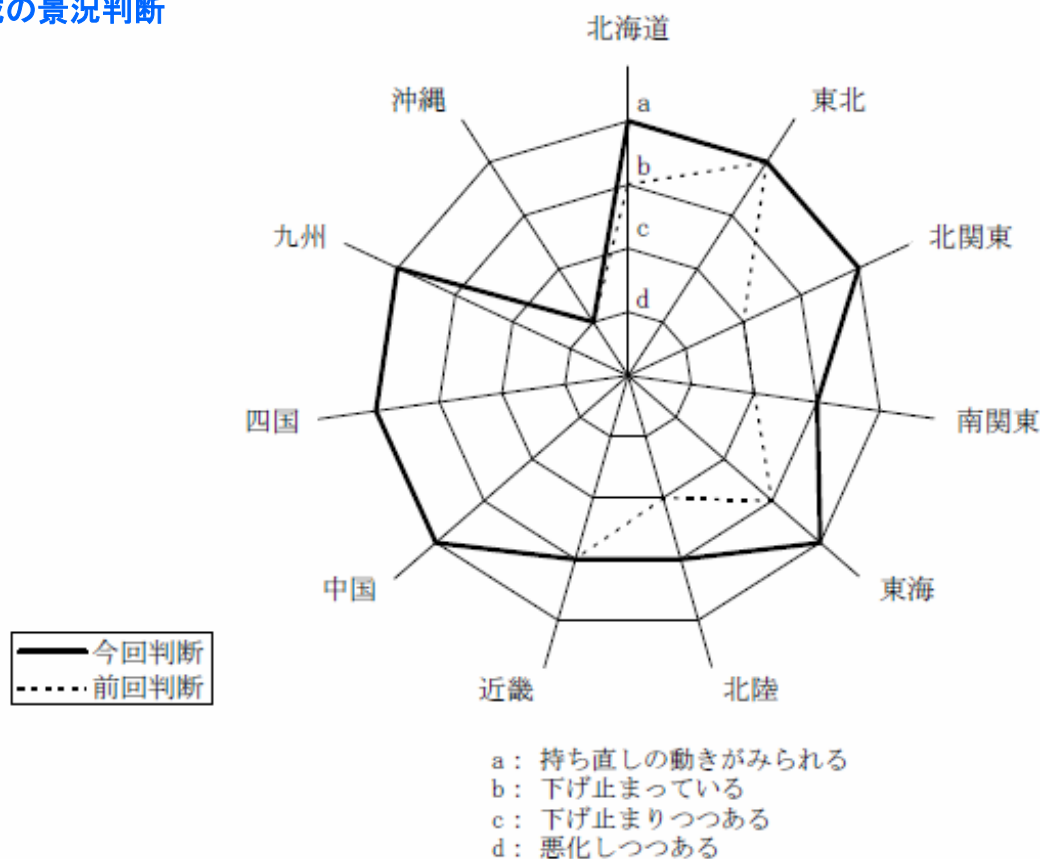
今回調査(平成 21 年 11 月)の前回調査(平成 21 年 8 月)との比較

- 上方に変更した地域・・・5地域（北海道、北関東、南関東、東海、北陸）
- 下方に変更した地域・・・なし

各地域の景況判断は、北海道、北関東、南関東、東海、北陸で、鉱工業生産、個人消費、雇用情勢などを理由として、上方修正となった。

その他6地域（東北、近畿、中国、四国、九州、沖縄）の景況判断については、前回調査と同じである。

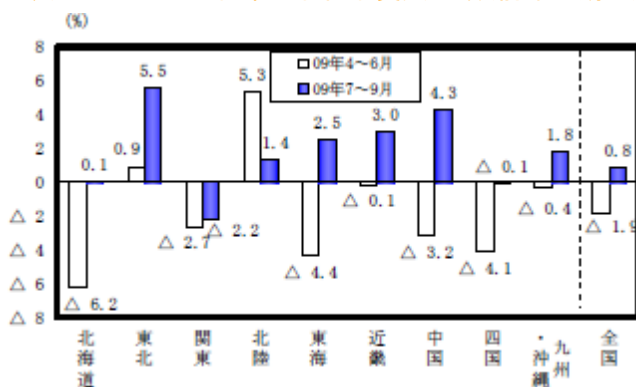
各地域の景況判断



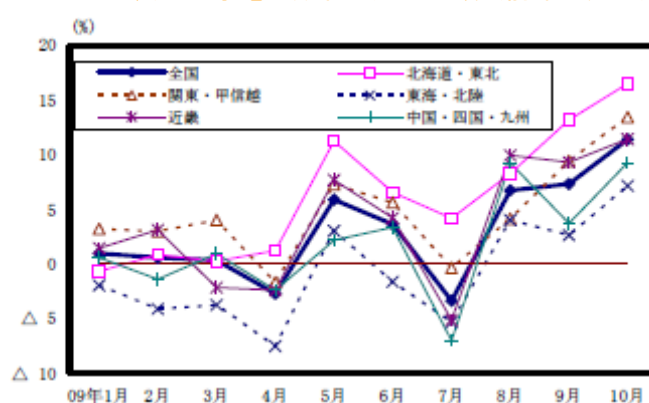
<トピック1> 乗用車、家電製品によって持ち直しの動きがみられる個人消費

- 「家計消費状況調査」における名目消費支出額(前年同期比)を地域別にみると、09年4～6月期から7～9月期にかけて、大半の地域で減少幅が縮小ないしは増加に転じ、改善がみられる(図表1)。こうした個人消費の動きの背景には、環境対応車の購入に係る減税・補助、グリーン家電の購入に係るエコポイント付与といった経済政策の効果があったとみられる。
- 主要家電量販店における売上動向をみると、エコポイント制度が開始された09年5月以降、前年を上回る動きが続いている(図表2)。7月は、前年が猛暑であった一方、今年は冷夏であったため、エアコンの減少幅が大きく、全体を押し下げたが、8月以降、大型商品へのシフトが進むデジタルテレビを中心に増勢を強めている。地域別では、東海・北陸の増勢が全国より弱いが、各地域で増加傾向が続いている。乗用車新規登録・届出台数の動きをみても、09年1～3月期を底に減少幅が縮小してきていたが、7～9月期は8地域で増加に転じ、残り3地域でも減少幅が大幅に縮小した(図表3)。
- 他方、賃金は、厳しい企業収益を反映して各地域ともに減少傾向が続いている。「毎月勤労統計調査[地方調査]」のうち、定期給与と特別給与の計である現金給与総額(名目)の動きを地域別にみると、今夏のボーナスが減少したこともあり、09年1～3月期から足元7～8月にかけて、各地域で減少幅が拡大する傾向がみられた(図表4)。今冬のボーナスも減少が見込まれ、消費を取り巻く環境は引き続き厳しい。

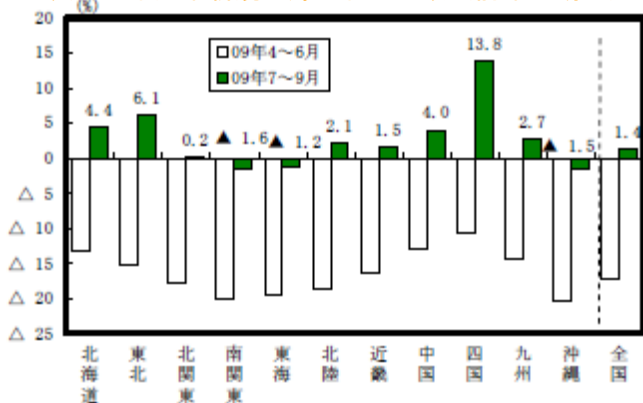
図表1 二人以上世帯の名目消費支出額(前年同期比)



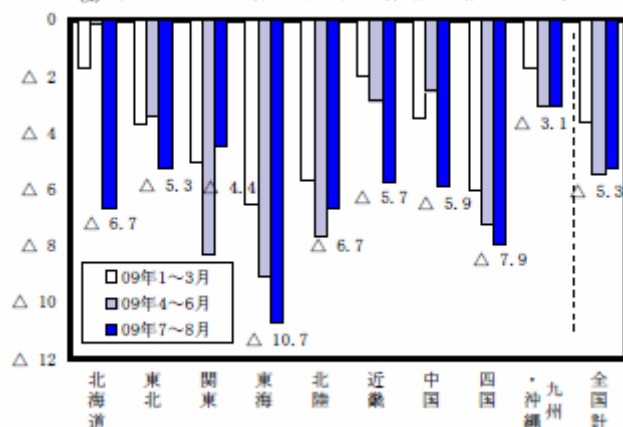
図表2 家電量販店 売上金額(前年同月比)



図表3 乗用車新規登録・届出台数(前年同期比)



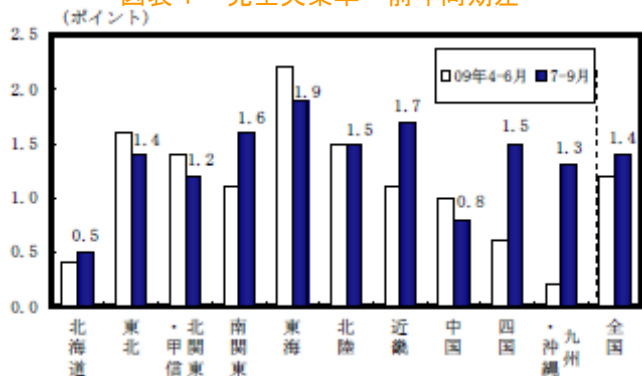
図表4 現金給与総額の推移(前年同期比)



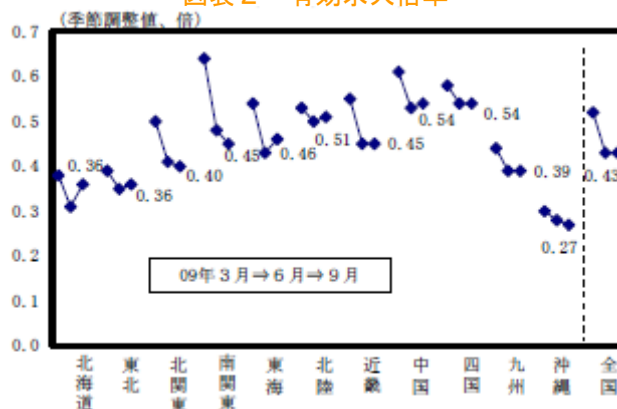
<トピック2> 新規求人に動きがみられつつも、厳しい状況にある雇用情勢

- 雇用情勢は、各地域とも厳しい状況にある。完全失業率(原数値)をみると、09年7～9月期は、2四半期連続で全地域において前年同期に比べて悪化した(図表1)。悪化幅は、前期に大きく拡大した東北、北関東、東海、北陸では横ばいないしはやや縮小したが、南関東、近畿等の大都市圏を含む5地域ではさらに拡大した。また、完全失業率の水準は、東北(6.1%)、近畿(6.4%)、九州・沖縄(6.0%)で6%を超えており、四国(5.5%)も含めた4地域で全国平均(5.4%)を上回っている。
- 有効求人倍率をみると、09年9月においても、全地域で1倍を大きく下回る低い水準に止まっているが、低下のテンポは緩やかになっている(図表2)。新規求人数は、7～9月期は、北・南関東、近畿等の大都市圏等では低下したものの、急低下していた東海など6地域で上昇しており(図表3)、求人に動きが出ていることが有効求人倍率の低下幅縮小につながっている。比較的好調な輸送機械や電気機械等では、増産へ対応すべく、休業者の復帰や他工場からの人員の振り分けに加え、期間工等を採用する動きもみられる。今後も継続する動きとなるのか注目される。
- 他方、2010年3月高校新卒者の就職内定状況(09年9月末現在)をみると、就職内定率は全国で37.6%と、09年3月新卒者対象の前年調査を13.4ポイント下回り、88年3月新卒者を対象とした調査開始以来、最大の低下幅となった。地域別にみると、この時点で、09年3月新卒者の内定率は、南関東を除く各地域で前年同期の調査よりも上昇していたが、今回調査では全地域で低下している(図表4)。企業は新卒採用に依然として慎重であり、今後の雇用動向については引き続き注視していく必要がある。

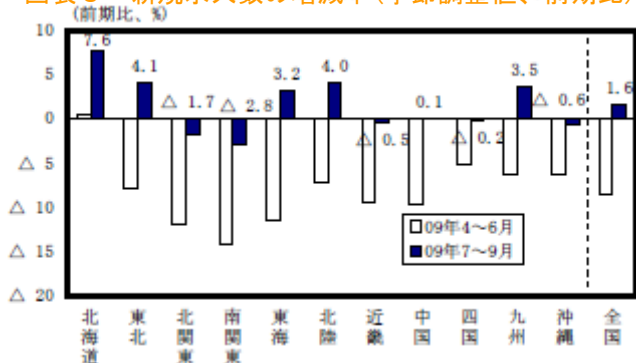
図表1 完全失業率 前年同期差



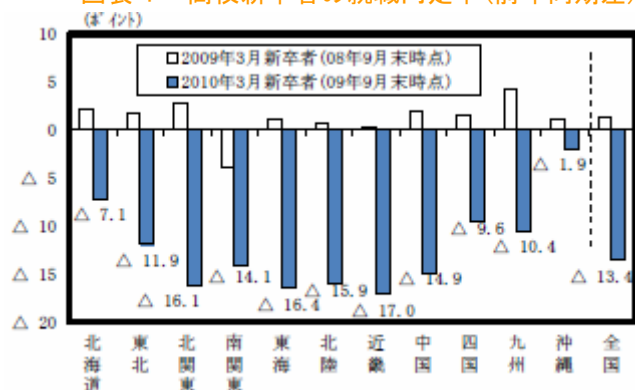
図表2 有効求人倍率



図表3 新規求人数の増減率(季節調整値、前期比)



図表4 高校新卒者の就職内定率(前年同期差)



「地域経済動向(平成21年11月)」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

日本でも導入が検討されている IFRS(国際財務報告基準)の概要と 企業経営への影響

ポイント

1 IFRS(国際財務報告基準)と日本の財務報告基準の違い

2 IFRS財務諸表の概要

3 IFRSが最も重視する時価主義による資産評価

4 IFRSの適用が企業にもたらすメリット

<参考文献>

- IFRS実務ガイドブック 中央経済社 ジャパンビジネスアシュランス株式会社 編
- なるほど図解 IFRSのしくみ 中央経済社 あずさ監査法人IFRS本部 編
- IFRS国際会計基準で企業経営はこう変わる 東洋経済新聞社
高浦 英夫監修/PwC Japan IFRSプロジェクト室(編)

1 IFRS(国際財務報告基準)と日本の財務報告基準の違い

■ IFRS(国際財務報告基準)とは

IFRS (International Financial Reporting Standards) とは、国際財務報告基準のことをいい、世界的に承認され遵守されることを目的として、国際会計基準審議会 (IASB) によって設定される会計基準の総称です。

IFRSは、そもそも、1960年頃から世界における共通の「会計におけるモノサシ」が必要という考えから議論が始まったものです。この世界共通の「会計におけるモノサシ」が求められるようになったのは、世界のグローバル化による市場の拡大やアメリカで起きたエンロン社の不正会計処理を発端として整備されました。その整備の中心となったのは、共通通貨を採用したEU諸国でした。現在のIFRSは、国際会計基準審議会によって設定された国際会計基準と旧解釈指針委員会の指針に加え、解釈指針委員会の指針の4つから構成されています。

IFRSは、営利企業の会計基準として使われ、会計処理基準および開示について規定しています。具体的には、各基準は固定資産や棚卸資産などの資産項目、引当金など負債・資本項目、収益認識などの損益項目、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書そして、注記にかかる項目や全般的にかかる項目に分けられます。

■ 世界でのIFRS(国際財務報告基準)の適用状況

IFRSを自国の会計基準として採用している国及びコンバージェンス(収束・統合)を目指している国は、現在100カ国以上に及んでいます。

特にEU諸国においては公開企業の連結決算はすべて、2005年よりIFRSにもとづいて決算を発表しています。

また、アメリカでは正式な採用も不透明な状況であり、現在のところ2011年に2014年からの適用を行うかどうかの判断がされます。これにより、アメリカは最短でも2014年からの適用ということになりました。

■ 日本における採用・適用の見通し

現在、我が国においては、IFRSの採用・適用はありません。日本でのIFRS採用・適用の流れを整理します。

2007年に金融庁の管轄である企業会計基準委員会が、国際会計基準審議会との全面共通化を合意し、2011年6月末までに国際財務報告基準との違いを解消すると正式発表した「東京

合意」がなされました。

共通化に向けて短期的には、2008年度までに収束、いわゆるコンバージェンスを目指すプロジェクトと2011年6月までの長期的なプロジェクトが始動しています。

実際の適用については、2009年1月28日の「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」及び2月4日の金融庁企業会計審議会から、IFRSの採用に向けた報告書案が公表されています。

この中で、今後の我が国のIFRSの適用に向けたポイントを整理すると以下の4点になります。

■日本のIFRS採用・適用の方向性

- ①連結を先行し、個別は強制適用時のタイミングに合わせて導入
- ②当面は任意適用であり、対象は国際的な財務活動を行っている企業
- ③任意適用は2010年3月期から
- ④強制適用は2012年に判断されその後3年間の準備期間を考慮

2010年度3月期からの任意適用が提案され、諸問題や税法との取扱い等を検討しながら、アメリカの動向を鑑み、2012年を目途に適用されるか否かの判断がされることになりました。その後、3年程度の経過期間をみながら最短では2015年に強制適用される見込みとなっています。

また、その他に注目すべき点としては、連結を先行することを前提に今後もプロジェクトが進むことが合わせて発表されています。

なお、中小企業におけるIFRS適用の動向は現在のところ、国際会計基準審議会が中小企業向け国際財務報告基準の公開草案を2007年に発表した以降、大きな動きはありません。わが国も同様で、今後採用・適用の可能性があると言いつつも、まずは上場企業を中心に進めていくこととしています。

■現行の日本会計基準との違い

IFRSには、これまでの日本における会計基準の考え方と異なる3つのポイントがあります。

- 法形式から経済実質重視へ
- 時価主義を重視した包括利益によって、含み損益を明確にする
- 収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換

2 IFRSが最も重視する時価主義による資産評価

■ 日本基準から大きく変わる資産の取扱い

IFRS財務諸表で日本基準との大きな相違点は、資産の取扱いです。この章では、資産の取扱いがどのように変わるのか以下の点について解説します。

- ① 金融商品、金融資産
- ② 棚卸資産
- ③ 有形固定資産と減価償却

■ 「契約」の有無で金融商品の判別を行う

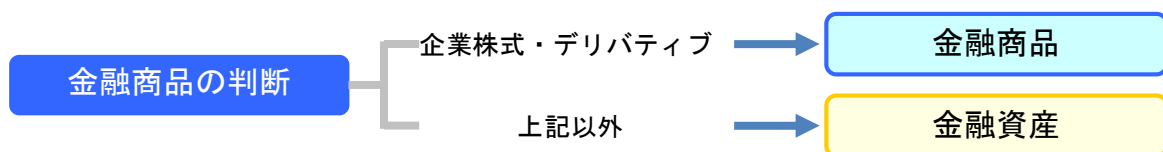
■ 金融商品、金融資産のポイント

- 金融商品か金融資産は、「契約」の形態によって、計上科目が異なる
- 金融負債にも公正価値評価が導入される

(1) 金融商品認識の方法

金融商品とは、一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債または持分金融商品を同時に発生させる契約と定義されます。この定義上は、日本における企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」とも違いはありません。

しかし、IFRSにおける金融商品のポイントは「契約」の有無を強く要求します。したがって、それぞれの「契約」についてそれが金融資産に該当するか検討する必要があります。具体的には、企業自身の持分金融商品（企業の株式）であるか、もしくは契約上にデリバティブが発生しているかということが金融商品であるということになります。これらに該当しないものは金融資産もしくは金融負債になるということです。



3 IFRSの適用が企業にもたらすメリット

■ IFRSの適用がもたらす3つのメリット

我が国のIFRS採用・適用の方向性はまだ完全に決まっているわけではありません。しかし、アメリカ以外のヨーロッパをはじめとする諸外国においては既に適用もしくは、今後適用が決定している国が多くなってきています。

今後日本においてIFRSが適用されるようになった場合、企業にとってのメリットは3つあります。それぞれを整理すると以下のとおりになります。

- ① 資金調達コストの低減と資金調達の多様化
- ② 同じ基準で決定や評価がしやすくなる
- ③ 経営管理基盤の標準化と浸透につながる

(1) 資金調達コストの低減と資金調達の多様化

まず、日本経団連（日本経済団体連合会）が2008年10月に公表した意見書「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」の中で、IFRS採用の意義を以下のように説明しています。

財務諸表の比較可能性向上によって投資家の利便性を向上させ、多国間における企業の資金調達のコストを低減させるのみならず、企業経営のツールの共通化によって、グローバルな経営の効率化にも資する。グローバルな事業展開を行うわが国企業の海外子企業ではIFRSの採用が増加しつつあり、世界のグループ企業で、統一的に理解可能な会計基準を整備することは、グループ全体の連結決算や経営管理を行う上でも、日本企業のグローバル展開の基盤整備につながる。

つまり、ここではIFRSを採用することで、グローバル・ベースでの資金調達がしやすくなるというメリット、そして経営管理基盤を強化する推進力として有効活用できることを指摘しています。

昨今の金融危機の影響で資本市場からの資金調達が難しくなっています。より多くの投資家に対して自社の実態や優位性をいかに正確に伝えるかが重要なテーマとなっています。

IFRSを会計基準として採用していれば、世界中の投資家にとって比較可能性と理解度が高い財務報告を、より素早く、しかもより低コストで発信することが可能です。

経営データベース ①

ジャンル: 企業運営 > サブジャンル: 個人情報保護法



個人情報の当該性

個人情報にはどのような種類があるのですか？



1. 保護法で規定する個人情報

保護法上、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものをいいます（第2条第2項）。

【個人情報の具体例】

①死者に関する情報

生存する個人に関する情報でないことから、一般的には、個人情報に当たりません。しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもあります。

②外国人の情報

外国人に関する情報も、国籍等の区別なく、特定の個人を識別できる情報であれば、個人情報に当たります。

③法人の代表者の情報

法人の代表者である個人に関する情報であり、個人情報に当たります。なお、この情報が法人の保有する文書に記載されている場合には、代表者個人の情報であると同時に、法人の情報にも当たることになります。

④防犯カメラの映像

映像から特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に当たりますが、識別できない場合には当たりません。テープに記録された音声情報も同様です。

⑤行政機関に持ち込まれた相談事案の処理票に記載された相談の内容や処理の経過

処理票に具体的な相談内容及びそれを受けた行政機関の対応等が記載されており、処理票から申出人を識別することができるのであれば、当該申出人の個人情報に当たります。

⑥採用試験の結果

採用希望者の個人情報に当たります。

経営データベース ②

ジャンル: 企業運営 > サブジャンル: 個人情報保護法



利用停止請求権制度

保護法において、利用停止請求権制度が設けられていることの趣旨は何ですか。



1. 利用停止請求権制度の趣旨

行政機関が、個人情報を不適法に取得している場合、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合、違法に利用目的以外の目的で個人情報を利用又は提供している場合等には、行政機関における個人情報の誤った利用や悪用による個人の権利利益の侵害のおそれがあります。

このため、保護法では、個人情報の保有制限（第3条第2項）、利用及び提供の制限（第8条）について規定しています。

保護法の利用停止請求権制度は、これらの規律の実効性を担保するため、何人も開示決定に基づき開示を受けた自己に係る保有個人情報について、保有個人情報の利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止）を請求することを権利として定めたものです（第36条）。

行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報について保護法第36条第1項各号に規定する事由に該当する不適正な取扱いが判明し、利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなりません（第38条）。

2. 利用訂正請求の制度における「利用の停止」と「消去」の違い

保護法上、保有個人情報の「利用の停止」又は「消去」は、当該保有個人情報が、適法に取得されたものでない場合、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている場合、又は、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用されている場合に請求できます（第36条第1項第1号）。

この場合、「利用の停止」とは、保有個人情報の存在を前提として、その利用を全面的に又は部分的に停止することをいいます。また、「消去」とは、保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいいます。これには、保有個人情報を匿名化することにより本人が識別できなくなる状態にすることを含みます。

3. 行政機関が保有するすべての保有個人情報について、開示、訂正又は利用停止請求

保護法上の開示、訂正及び利用停止請求は、原則として、行政機関が保有するすべての保有個人情報を対象として行うことができます。

しかし、行政機関が保有する保有個人情報を記録した行政文書の中には、一般的な行政文書と異なり、独自の完結した体系的な開示等の制度が整備されているものがあります。そこで、これらの行政文書に記録されている保有個人情報については、各個別法で規定することにより、開示、訂正及び利用停止請求に関する規定の保護法の適用を除外しています。

保護法の開示、訂正及び利用停止請求の適用除外とされている保有個人情報が記録されている行政文書としては、例えば、不動産登記法に基づく登記簿や附属書類、戸籍法に基づく戸籍や除かれた戸籍の副本、漁業法に基づく免許漁業原簿、特許法に基づく特許に関する書類、道路運送車両法に基づく自動車登録ファイル等があります。